

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

栃木県、大田原市、さくら市

2 構造改革特別区域の名称

喜連川社会復帰促進センター等 P F I 特区

3 構造改革特別区域の範囲

栃木県大田原市及びさくら市の全域

4 構造改革特別区域の特性

栃木県さくら市は、平成 17 年 3 月に旧氏家町と旧喜連川町が合併して誕生した市であり、県都宇都宮市の北東で、栃木県の中央部やや北寄りに位置し、栃木県を北西から南東に貫流する 1 級河川の鬼怒川の左岸（東側）に位置する地域で、関東平野の北端部と高原山の南面からのびる丘陵部をその範囲とする地理的にまとまりのある地域である。

人口規模としては、平成 17 年国勢調査では 41,383 人、平成 18 年 12 月 1 日時点の栃木県毎月人口推計では 41,772 人と順調に増加傾向を示しているものの、年齢構成では、少子化・高齢化の進展により、今後は高齢人口の大幅な増加が見込まれ、生産人口と高齢人口の構成比が近づくことが予想される。

そのため、市としては少子化・高齢化への対応も含め、地域の生産人口の増加や地域経済の活性化を図るため、小学校 6 年生までの医療費助成制度、工業団地の整備及び土地区画整理事業などの地域振興策を推進してきたところである。

栃木県大田原市は、平成 17 年 10 月に湯津上村、黒羽町を編入合併し、さくら市のおおむね北東に位置している。

人口規模としては、平成 17 年国勢調査では 79,023 人、平成 18 年 12 月 1 日時点の栃木県毎月人口推計では 78,815 人となっている。

大田原市では、豊かな自然環境と調和のとれた都市をめざして、産業基盤の整備充実を図り、多くの企業を誘致し、市民所得の向上、雇用機会の創出等に努めているところである。

このような中、法務省において、過剰収容対策、規制改革及び政府の方針である総人件費改革等の観点から、さくら市内で整備中の刑務所である喜連川社会復帰促進センター及び大田原市にある黒羽刑務所について、構造改革

特別区域制度を活用した P F I 手法による運営事業を行うことの検討がなされ、昨年 8 月、栃木県、さくら市及び大田原市は、法務省から地域との共生による刑務所の運営を目指し、同事業を実施したい旨の相談を受けた。

栃木県、さくら市及び大田原市としては、同事業の実施により地域雇用の増加や地域経済の活性化が見込まれ、それぞれの自治体における地域振興策にも合致するものと考え、法務省に対し協力をすることとし、地域住民及び関係機関等の連携・協力に向け、法務省とともに総合調整を行っている。

5 構造改革特別区域計画の意義

特区制度の活用により、国の刑務所における収容及び処遇に関する事務の民間事業者への委託が可能となり、民間事業者による刑務所内で必要なサービスの提供などを通じて、地域雇用の拡大、地元経済の活性化が期待されるなど、企業誘致等による就業の場の確保や産業の活性化を図り、地域社会の活性化を目指す栃木県、さくら市及び大田原市の地域振興策に合致するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 地域の雇用の促進による人口増加、地域活性化

刑務所における民間事業者による刑務所の事務及びその関連するサービスの提供を通じて、さくら市及び大田原市を中心とした区域内の雇用機会の拡大を促進することで、地域の生産人口の増加、ひいては定住人口の拡大を図るとともに、地域の活性化を目指す。

(2) 地域経済の活性化

刑務所における受刑者の食糧や日用生活用品等の地元からの納入のみならず、上記 (1) の雇用の拡大により雇用された者も含め、刑務所に勤務する職員及びその家族が定住することで消費が拡大し、地元商工業者や農業生産者への新たなビジネス機会の創出などによる地域経済の活性化を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 雇用創出効果

刑務所事務の民間事業者への委託により、収容定員 2 , 0 0 0 人規模の新設刑務所である喜連川社会復帰促進センターの運営では、約 1 0 0 人分、同規模の既存刑務所である黒羽刑務所の運営では、約 5 0 人分に相当する業務が委託されることになるほか、受刑者の作業や教育、職員食堂の運営等の様々な分野で構造改革特別区域周辺の人材活用が期待でき、地域労働

市場から相応の雇用が見込まれる。

(2) 施設内の生活物資消費等による経済効果

収容定員 2 , 0 0 0 人規模の刑務所である喜連川社会復帰促進センター内で消費される食糧、日用生活用品等が地元商工業者等から納入されることによる消費効果が年間約 7 億円見込まれることや、同センターに勤務する職員及びその家族が居住する (約 7 0 0 人) ことによる消費拡大効果も年間約 3 億円見込まれることから、地元への経済効果が期待できる。

(3) 地方税等の増加

事業の受託企業が地元事業所を有することにより、法人事業税や法人市民税等の増収が見込まれるほか、刑務所に勤務する職員とその家族が定住することにより、県民税、市民税等の増収が見込まれる。

8 特定事業の名称

5 1 0 特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

当該事業を円滑に推進するため、栃木県、さくら市及び大田原市においては、地域との共生による刑務所の運営を目指す法務省に協力して、関係機関等との連絡・調整、地域住民への広報等を行うこととしている。

また、地域雇用や地域経済の活性化の観点から、栃木県、さくら市及び大田原市においては、今後当該事業を進めていく中で必要に応じて関連事業を検討するなど、法務省の協力を得て、事業効果が十分発揮されるよう努めていくこととしている。

別紙

1 特定事業の名称

(1) 番号

5 1 0

(2) 特定事業の名称

特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

P F I 事業者（掲載日が平成 1 8 年 1 0 月 2 3 日（号外政府調達第 1 9 8 号）の法務省に係る「入札公告」第 1 2 7 号による入札手続の落札者（平成 1 9 年 4 月決定見込み）によって設立された特別目的会社をいう。以下同じ。）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特区計画認定の日から

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

P F I 事業者

(2) 事業が行われる区域

栃木県さくら市及び大田原市の全域

(3) 事業の開始時期

構造改革特区計画認定の日からただちに

(4) 事業により実現される行為

刑務所の事務のうち、これまで民間委託が可能であったのは清掃や一部運転事務のみであったが、施設警備、職業訓練及び領置物の保管など構造改革特別区域法（平成 1 4 年法律 1 8 9 号）第 1 1 条第 1 項各号に掲げる事務について、一定の要件をみたす民間事業者へ委託することが可能となり、民間事業者の能力を活用した効率的な刑務所運営が行われる。

(委託事務の範囲)

収容の開始に際して行う被収容者の着衣及び所持品の検査、健康診断、写真の撮影並びに指紋の採取の実施

受刑者の分類のための調査の実施

被収容者の行動の監視及び施設の警備（被収容者の行動の制止その他

の被収容者に対する有形力の行使を伴うものを除く。)

被収容者の着衣、所持品及び居室の検査並びに健康診断の実施(に掲げるものを除く。)

被収容者に課す作業に関する技術上の指導監督及び職業訓練の実施

被収容者による文書及び図画の閲読の許否の処分をするために必要な検査の補助

被収容者に係る信書の発受の許否の処分をするために必要な検査の補助(信書の内容に触れる者には当該信書の発受に係る個人を識別することができないようにすることその他の個人情報の適正な取扱いを確保するための方法として法務大臣が定める方法によるものに限る。)

被収容者が収容の際に所持する現金及び物品その他の金品について領置その他の措置を行うために必要な検査の実施

被収容者の領置物(金銭を除く。) の保管

その他 から に掲げる事務に準ずるものとして政令で定める事務

5 当該規制の特例措置の内容

- (1) 委託事務従事者又は委託事務の従事者であった者は、その委託事務に関して知り得た秘密を漏らすことを禁ずることを、構造改革特別区域法における刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律等の特例に規定しており、地元との共生を目指す刑務所の運営が適正に行われるよう、当該守秘義務について、委託者である国は、受託した P F I 事業者に対し徹底を図ること。
- (2) 委託事務従事者は、刑法その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなすことを構造改革特別区域法における刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律等の特例に規定しており、地元との共生をめざす刑務所の運営が適正に行われるよう、当該みなし公務員規定について、委託者である国は、受託した P F I 事業者に対し徹底を図ること。
- (3) 刑務所の設置については、計画決定当初からさくら市地域住民への説明を実施してきたが、当該事業実施にあたり、今後は法務省、栃木県、さくら市、栃木県警察、P F I 事業者との連携のもと、住民不安を軽減する具体的手段の検討など、地域の公共の安全安心確保に努めていくこととする。
- (4) 当該事業の実施にあたっては、これまで法務省の協力を得て、さくら市議会や大田原商工会議所等への説明を実施するなど、地域の理解と協力を得てきたところであり、今後とも法務省、栃木県、さくら市、大田原市、P F I 事業者等との連携のもと、地域住民との協力関係を築いていくこととする。